

【生徒・保護者さま向け】

大阪府育英会予約奨学生の募集



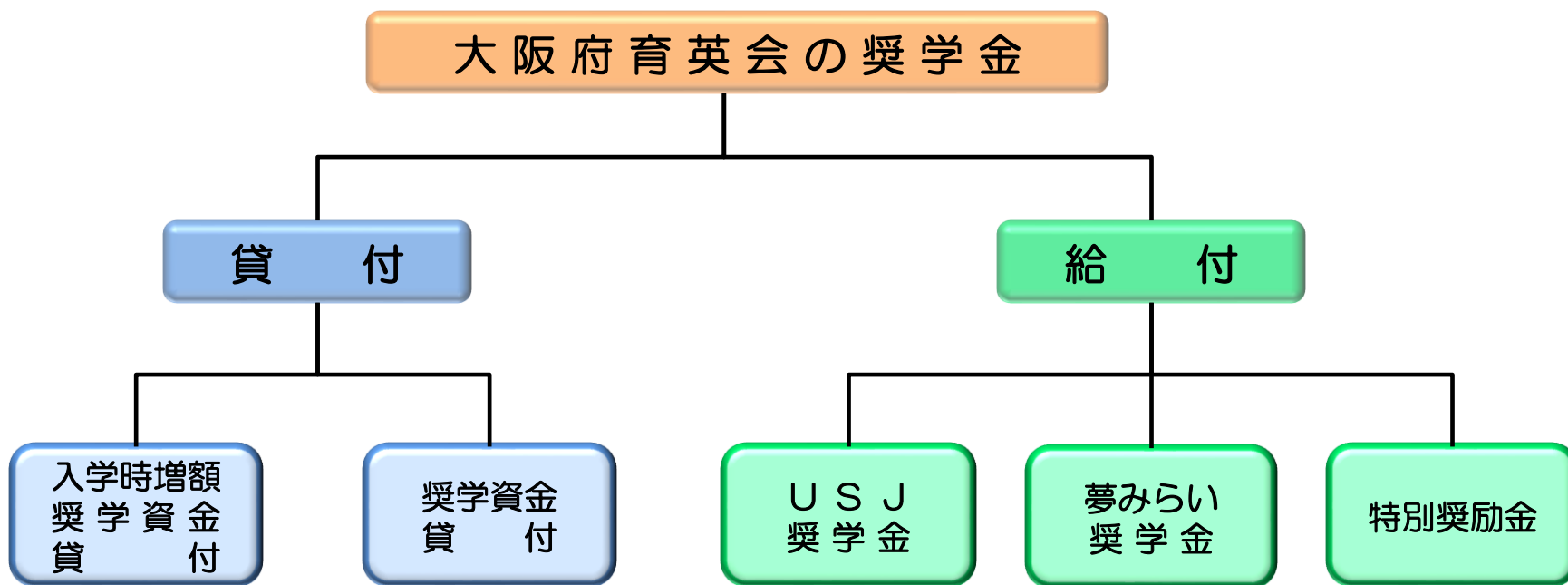
公益財団法人 大阪府育英会

令和 8年 8月

■ 大阪府育英会について	1
・ 目的	
■ 奨学金貸付事業の概要	2
・ 種類	
■ 予約奨学生の募集について	3
・ 予約奨学生制度の概要	
■ 申込資格について	4 ～ 9
・ 申込資格	
・ <参考> 「課税標準額」 ・ 「調整控除の額」 の確認方法	
■ 貸付額について	10 ～ 13
・ 貸付限度額	
・ 参考 国や大阪府の支援金等で授業料実質負担額が無償となる学校に進学した場合の貸付限度額	
・ 参考 大阪府の私立高校生等就学支援推進校以外の学校に進学した場合の貸付限度額	
■ 予約奨学生募集の流れについて	14
1 募 集	15 ・ 16
2 申込書類の提出	17 ～ 27
3 採用決定通知の送付	28
4 借入手続書類の送付	29
5 借入手続き	30 ・ 31
■ 申込書類提出後の変更等について	32
■ 返還について	33 ～ 35

目 的

大阪府内に住所を有する者の保護する学生・生徒で、向学心に富みながら経済的理由により修学困難な者に、奨学金の貸付その他奨学上必要と認める事業等を行うことにより、教育の機会均等に寄与するとともに、次代の社会を担う有用な人材の育成に資することを目的とし、この目的を達成するために奨学金の貸付・給付を行っています。



大阪府育英会の奨学金は、国の高等学校等就学支援金制度や大阪府の私立高等学校等授業料支援補助金制度だけでは支援・補助しきれない、入学金や修学費用を、生徒本人に貸し付けるものです。

種 類

～ 無利子の貸与型奨学金です ～

A 入学時増額奨学資金

※ 予約募集のみ申込可

高校等に入学する前に、入学金等の支払いに充てるため貸付する奨学金
(中等教育学校の後期課程は貸付対象外)

B 奨学資金

高校等に入学した後に、修学に必要な経費の支払いに充てるため貸付する奨学金

募集の時期等

● 予約募集

※ 中学校を通じて募集 ← 今回の募集です。

・ 募集時期 : 中学3年生の秋頃(9月上旬～10月上旬)

● 在学募集

※ 高校等を通じて募集

・ 募集時期 : 高校在学中の春(4月中旬～5月上旬)

予約奨学生制度の概要

高等学校等へ進学を希望する生徒^(*)が「進学前」に在学する中学校を通じて奨学金貸付の予約をする制度です。

(*) 中学3年生及び既に中学校を卒業したが高等学校等に進学していない者

- 高等学校等へ進学後も『在学募集』による奨学資金の申込み機会がありますが、入学時増額奨学資金の申込みは今回限りとなります。
- 進学に際し経済的な不安を持たれている方は、この機会に必ずお申込みください。奨学資金を借りる必要がなくなった場合は、いつでも辞退できます。
(借入手続き書類を提出しなければ、自動的に辞退したものとみなします。)

奨学金は貸付金です！卒業後は必ず返還しなければなりません。
返還したお金は後輩のための奨学金になります。確実に返還してください。

申込資格

(1) 令和9年4月に学校教育法による次の学校へ進学を希望する者

- ・高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校
- ・専修学校(高等課程)（ただし修業年限1年以上の学科）

注）中等教育学校の後期課程は、「入学時増額奨学資金」の貸付対象外です。

(2) 保護者（父母等）が大阪府内に住所を有すること

保護者とは、民法による親権を行う者又は未成年後見人をいい、保護者がいない場合は、生徒の生計を支え、かつ学資を負担する者をいいます。

保護者が外国籍の方の申込みについては、次の在留資格が必要となります。

【在留資格】

- | | |
|-----------|-----------------|
| ・永住者 | ・日本人の配偶者等 |
| ・永住者の配偶者等 | ・ <u>定住者（※）</u> |

（※） 定住者については、将来日本に永住する意思のない方は、申込資格がありません。
永住の意思確認のため、当会所定の『誓約書』の提出が必要となります。

『誓約書』は当会ホームページ【生徒・保護者さま向け】令和9年度予約奨学生の募集についてに掲載しています。掲載場所は[こちら](#)



申込資格

(3) 以下の算式により算出された所得判定額が次のとおりであること

【算式】 市町村民税の課税標準額 × 6 % - 市町村民税の調整控除の額 = 所得判定額

(政令指定都市に市民税を納税している場合は、「調整控除の額」に3 / 4 を乗じた額)

* 令和7年の収入に基づく令和8年度の課税標準額、調整控除の額です。

奨学金区分	学校区分	所得判定額	年収めやす (※)
入学時増額奨学資金	国公立・私立とも	251,100 円未満	800 万円未満
奨学資金	国公立	251,100 円未満	800 万円未満
	私立	347,100 円未満	1,000 万円未満

(※) 年収めやすは、保護者のうちどちらか一方が働き、子ども2人（16歳以上19歳未満1人、16歳未満1人）がいる4人世帯の場合のものです。

※ 注意 ※

収入証明書は令和8年度（直近）のものです。 お間違いのないようにしてください。

保護者全員のものがが必要です。但し、配偶者控除が適用されている場合は、配偶者の証明書は不要です。

「課税標準額」、「調整控除」とは？

● 課税標準額

住民税の計算の基礎となる金額です。具体的には、総合課税分の総所得金額、分離短期譲渡所得、分離長期譲渡所得、分離課税の上場株式等の配当所得、株式等の譲渡所得、先物取引に係る雑所得等、山林所得及び退職所得の金額から、所得控除金額を差し引き、千円未満を切り捨てた額が該当します。特別徴収税額決定通知書や課税証明書においては、「課税標準額」、「課税総所得金額」等と記載されています。

● 調整控除

平成19年度に実施された国から地方への税源移譲に伴う所得割額の税率変更によって、所得税と個人市(町村)民税・府民税の人的控除額に差があることから、変更後の税率をそのまま適用すると、個人市(町村)民税・府民税を合わせた税額が増加する場合があります。

そのため、人的控除額の差額の合計額に応じて、所得割額から税額を差し引くことにより税負担が増加しないように調整するものです。

調整控除額の
計算方法

・ 合計課税所得金額 (注1) が 200万円以下 の方

次の1または2のいずれか少ない金額 × 5% (市民税3%・府民税2%)

- 1 人的控除額の差額の合計額 (注2)
- 2 個人市・府民税の合計課税所得金額

・ 合計課税所得金額 (注1) が 200万円超 の方

$\frac{\{ \text{人的控除額の差額の合計額} - (\text{合計課税所得金額} - 200\text{万円}) \}}{\text{(注3)}} \times 5\% (\text{市民税3\%} \cdot \text{府民税2\%})$ (注2)

(注1) 合計課税所得金額とは、課税総所得金額、課税退職所得金額および課税山林所得金額の合計額です。

(注2) 政令指定都市の大阪市・堺市の場合は、市民税4%・府民税1%の内訳となります。

(注3) { } 内の額が50,000円未満の場合は、50,000円として計算します。

※ 政府が運営するオンラインサービス「マイナポータル」で課税標準額などを確認することができます。
(利用にあたっては、マイナンバーカードが必要です。)

<参考> 「課税標準額」・「調整控除の額」の確認方法

1. 給与収入の方（サラリーマンなど）

● 給与所得にかかる市民税・府民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書 [大阪市の例]

The diagram illustrates the layout of a tax notification form for Osaka City. It highlights two key areas for finding the 'Tax Standard Amount' (課税標準額) and the 'Adjustment Deduction Amount' (調整控除の額).

① 「調整控除額」の確認方法: The 'Adjustment Deduction Amount' is found in the 'Tax Standard Amount' section (課税標準額) of the 'Municipal Tax' (市民税) table. Specifically, it is the 'Tax Standard Amount' (税額控除額 ⑤) minus the 'Taxable Amount' (所得割額 ⑥). The diagram shows this calculation with a red box around the 'Tax Standard Amount' (税額控除額 ⑤) and a red arrow pointing to it from the label '①'.

② 「課税標準額」の確認方法: The 'Tax Standard Amount' is found in the 'Summary' section (（摘要）欄) of the 'Municipal Tax' (市民税) table. The diagram shows this section with a red box around the 'Total Amount' (合計額) and a red arrow pointing to it from the label '②'.

※注意※ (Note): The diagram includes a note indicating that the 'Adjustment Deduction Amount' is calculated as the 'Tax Standard Amount' minus the 'Taxable Amount'.

- ① 「調整控除額」は、「税額控除額」欄に表示されます。
ただし、住宅借入金等特別税額控除や寄附金税額控除等が適用されている場合は、それらを含めた合計額が表示されます。
- ② お住まいの地域により、（摘要）欄（通知書の左下）に「住宅借入金等特別税額控除額」、「寄附金税額控除額」、「調整控除額」などが表示されている場合があります。

● 市民税・府民税・森林環境税 納税通知書兼税額決定（充当）通知書 [大阪市の例]

内訳	課税標準額 (課税所得金額)
(損益通算前)	
譲渡・一時	
小計	
短期譲渡	
長期譲渡	
株式等	
の譲渡	
上場株式等の配当等	
先物取引	
山林	
退職	
合計額	

市民税・府民税・森林環境税額の内訳			
	市 民 税	府 民 税	
① 出資優待額の全額	円	円	
② 調整控除額	円	円	
③ 配当控除額	円	円	
④ 住宅購入金等特別税額控除額	円	円	
⑤ 寄附金税額控除額	円	円	
⑥ 外国税額控除額	円	円	
⑦ 配当戻金・株式等譲渡所得割戻金控除額	円	円	
⑧ 引所得割額 ①－②－③	円	円	
⑨ 均 等 割 額	円	円	
⑩ 森 林 環 境 税	円	円	
⑪ 年 税 額 ⑧＋⑨＋⑩	円	円	

<参考> 「課税標準額」・「調整控除の額」の確認方法

3. 前記1及び2の証明書が提出できない方、住民税が非課税の方

● 市民税・府民税・森林環境税証明書 [大阪市の例]

令和 年度市民税・府民税・森林環境税証明書
(令和 年中の所得証明書)

納税義務者	住所 令和 年1月1日現在 住所(所在地)	氏名
-------	-----------------------------	----

市民税・府民税額(円)	課税標準額(計)
区分	所得割額
市民税	
府民税	
森林環境税	

所得金額(円)	
所得控除額(円)	
社会保険料	寡婦・寡夫・ひとり親
小規模共済等掛金	勤労学生
生命保険料	障がい者
地震保険料	配偶者・扶養
税額控除額(円)	
調整控除	府民税額
配当控除	分市民税府民税
住宅借入金等特別控除	所得割調整額・外国税額控除等
同一生計配偶者	扶養親族
特定老人(内同居)	16歳未満その他
合計(配偶者除く)	本人該当
特別障がい者(内同居)	その他障がい者
合計(本人除く)	本人該当

(備考)

(参考) 指定都市以外の所得割の標準税率に基づいた

区分	所得割額
市民税	
府民税	
森林環境税	

区分	市民税	府民税
調整控除		
配当控除		
住宅借入金等特別控除		

上記のとおり相違ないことを証明します。

税証第 ***-**** 号

令和 年 月 日

大阪市長 印

課税標準額

課税標準額(計)

調整控除の額

※ 政令指定都市の大阪市・堺市の場合、「(参考) 指定都市以外の所得割の標準税率に基づいた税額及び税額控除額」の欄に3/4を乗じた調整控除額も併せて表示されています。

3/4を乗じた額

お住いの市区町村によって様式が異なります。
必ず、「課税標準額」・「調整控除の額」が表示された
証明書の交付を受けてください。
詳細は発行元の市区町村にご確認ください。

貸付限度額

A 入学時増額奨学資金

進 学 先	貸付限度額	
	全日制・定時制	通信制
国 公 立	1 0 万円	1 0 万円
私 立	3 7 万円	2 7 万円
私 立(ICT関連費用負担なし)	3 0 万円	2 0 万円

※私立の場合、タブレット等ICT関連費用負担の有無により貸付限度額が異なります。

※ICT関連費用とは、タブレット等購入費用（リース・レンタル含む）、ICT関連機器を使用するための通信費や環境整備費等に関する費用です。

貸付限度額

B 奨学資金

所得判定額	年収めやす (※1)	貸付限度額 (年額) (※2)	貸付対象区分
251,100 円未満	800 万円未満	$\text{授業料実質負担額 (※2)} + \text{その他教育費 10 万円}$ (授業料実質負担額(※2)が無償となる場合、限度額は10万円です。)	国公立・私立とも可
251,100 円以上 347,100 円未満	800 万円以上 1,000 万円未満	授業料実質負担額 (※3) <u>(注) 24 万円を上限 (※4)</u>	私立のみ可

(※1) 年収めやすは、保護者のうちどちらか一方が働き、子ども2人（16歳以上19歳未満1人、16歳未満1人）がいる4人世帯の場合のものです。

(※2) 1年間に貸付できる上限額。貸付限度額に千円未満の金額がある場合は、千円単位に切り上げます。

(※3) 授業料実質負担額とは、学校の授業料年額から国の就学支援金、私立高等学校等授業料支援補助金（大阪府）、学校独自の減免額等を差し引いた実質的な授業料負担額をいいます。

(※4) 授業料実質負担額が24万円を下回る場合は、その額が上限となります。
授業料が無償の場合は、貸付限度額（年額）が0円（貸付対象外）となります。

国公立の高等学校／特別支援学校
大阪公立大学工業高等専門学校
国立の高等専門学校

に進学した方の貸付限度額

貸付限度額 10万円

国立の高等専門学校の4・5年時には別の修学支援制度により貸付限度額が変わる場合がありますので、育英会までお問い合わせください。

大阪府の私立高校生等就学支援推進校に進学した方の貸付限度額

① 所得判定額が251,100円未満（年収めやす800万円未満）の方

貸付限度額 10万円

② 所得判定額が251,100円以上347,100円未満（年収めやす800万円以上1,000万円未満）の方

貸付限度額 0円（貸付対象外）

※国の就学支援金や大阪府の私立高等学校等授業料支援補助金が支給され、授業料が無償となりますので、貸付対象外となります。

大阪府の私立高校生等就学支援推進校以外の学校に進学した方の貸付限度額

【全日制・授業料 50万円の場合】

貸 付 限 度 額	授業料実質負担額 + 10 万円	授業料実質負担額 < 上限 24 万円 >
所 得 判 定 額 (保護者合算額)	生活保護・非課税 251,100 円未満	251,100 円以上 347,100 円未満
年収めやす (*)	800 万円未満	800 万円以上 1,000 万円未満
授 業 料	500,000 円	500,000 円
国の就学支援金 (A)	▲ 457,200 円	▲ 457,200 円
府の授業料支援補助金 (B) <u>(※対象外)</u>	—	—
支援金・支援補助金合計 (A + B)	▲ 457,200 円	▲ 457,200 円
保護者の負担額 (授業料実質負担額)	42,800 円	42,800 円
奨学資金貸付限度額	143,000 円 (※1)	43,000 円

(*) 年収めやすは、保護者のうちどちらか一方が働き、子ども2人（16歳以上19歳未満1人、16歳未満1人）がいる4人世帯の場合のものです。

(※1) 貸付限度額に千円未満の金額がある場合は、千円単位に切り上げます。

申込みから貸付までのおもな流れです。詳細は各ページをご覧ください。→

p.00

事務手続き等	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
1 募 集 p.15~ 		募集期間							
2 申込書類の提出 p.17~ 		※ 必ず、学校が定めた期限までに提出してください! 提出期間							
3 採用決定通知の送付 p.28					12月中旬				
4 借入手続き書類の送付 p.29 									
5 借入手続き p.30~ 入学時増額奨学資金									
奨学資金									
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月

募集及び申込みに必要な関係書類を 8月18日（火）に「育英会」から「各中学校」へ送付しています。

NO	書 類 名	備 考
1	予約奨学生募集のポスター	学校内に掲示
2	予約奨学生の募集について（チラシ）	生徒全員に配布
3	予約奨学生（奨学金）申込みのしおり	申込希望者に配付
4	予約奨学生推薦者一覧表（2枚複写）	申込書と併せて提出

◎ 申込希望の方は、学校で『予約奨学生（奨学金）申込みのしおり』をもらってください。

令和9年度 予約奨学生（奨学金）申込みのしおり	
目次	
1 予約奨学生について	1
2 奨学金の種類	1
3 申込時期	2
4 申込方法	2
5 交付予定金の決定	2
6 収入証明書の提出	3
7 申込書	3
8 申込書の提出	3
9 申込書の提出	4
10 申込書の提出	4
11 申込書の提出	4
12 申込書の提出	4
13 申込書の提出	4
14 申込書の提出	4
15 申込書の提出	4
16 申込書の提出	4
17 申込書の提出	4
18 申込書の提出	4
19 申込書の提出	4
20 申込書の提出	4
21 申込書の提出	4
22 申込書の提出	4
23 申込書の提出	4
24 申込書の提出	4
25 申込書の提出	4
26 申込書の提出	4
27 申込書の提出	4
28 申込書の提出	4
29 申込書の提出	4
30 申込書の提出	4
31 申込書の提出	4
32 申込書の提出	4
33 申込書の提出	4
34 申込書の提出	4
35 申込書の提出	4
36 申込書の提出	4
37 申込書の提出	4
38 申込書の提出	4
39 申込書の提出	4
40 申込書の提出	4
41 申込書の提出	4
42 申込書の提出	4
43 申込書の提出	4
44 申込書の提出	4
45 申込書の提出	4
46 申込書の提出	4
47 申込書の提出	4
48 申込書の提出	4
49 申込書の提出	4
50 申込書の提出	4
51 申込書の提出	4
52 申込書の提出	4
53 申込書の提出	4
54 申込書の提出	4
55 申込書の提出	4
56 申込書の提出	4
57 申込書の提出	4
58 申込書の提出	4
59 申込書の提出	4
60 申込書の提出	4
61 申込書の提出	4
62 申込書の提出	4
63 申込書の提出	4
64 申込書の提出	4
65 申込書の提出	4
66 申込書の提出	4
67 申込書の提出	4
68 申込書の提出	4
69 申込書の提出	4
70 申込書の提出	4
71 申込書の提出	4
72 申込書の提出	4
73 申込書の提出	4
74 申込書の提出	4
75 申込書の提出	4
76 申込書の提出	4
77 申込書の提出	4
78 申込書の提出	4
79 申込書の提出	4
80 申込書の提出	4
81 申込書の提出	4
82 申込書の提出	4
83 申込書の提出	4
84 申込書の提出	4
85 申込書の提出	4
86 申込書の提出	4
87 申込書の提出	4
88 申込書の提出	4
89 申込書の提出	4
90 申込書の提出	4
91 申込書の提出	4
92 申込書の提出	4
93 申込書の提出	4
94 申込書の提出	4
95 申込書の提出	4
96 申込書の提出	4
97 申込書の提出	4
98 申込書の提出	4
99 申込書の提出	4
100 申込書の提出	4

5 申込手続き ～申込みから貸付までの流れについては、25ページ参照～

提出書類	① 予約奨学生申込書（一記入例） ② 保護者の収入に関する証明書 ※ ひとり親家庭の場合の証明書 ③ 生徒本人と保護者が載っている写真 ※ 申込書記載の住所と住民票の住所が異なる場合は、 ④ 生徒本人名義の通帳または印鑑証明書（必要に応じて）
提出期限	在学(出身)学校が指定する期日（期限厳守） 【学校提出期限： 月 日（ ）】
提出先	在学(出身)学校

※ 提出書類の不足や不備がある場合は、受付できません！
16ページの「提出書類確認一覧」もご参照ください

しおりの2ページ目に学校への提出期限を記入する箇所があります。
忘れないように必ず記入し、期限までに学校に提出してください。

※ 提出期限厳守 ※

- ◎必ず以下の点を確認し、期限までに学校に提出してください。
点検箇所・方法等については、次ページ以降を参照してください。

提出書類の確認について

- I. 申込書の必要事項がすべて記入されているか。
- II. 申込書 **C** 票に必要書類がすべてホチキス留めされているか。
- ① 保護者の収入に関する証明書等
 - ② 生徒本人及び保護者の住民票
 - ③ 生徒本人の通帳のコピー
 - ④ その他の書類
(「ひとり親家庭医療証」のコピーや事情書など)

[illegible]

Ⅱ. 申込書 **C** 票に必要書類がすべてホチキス留めされているか。

次ページ以降を参照し、提出漏れがないようにしてください

• 申込書 **C**

C	下記の提出書類 1 が上になるように順番に重ね、ここにホチキス留めしてください。
提出書類	1. 保護者の収入に関する証明書（コピー可） ※申込みのしおり9～13ページ 参照 注）コピーを提出する場合は、氏名や年度が切れないように全体をコピーしてください！ 2. 生徒本人と保護者が載っている住民票（コピー不可） （当会に提出する日から3ヶ月以内に発行されたもの） ※申込みのしおり14ページ 参照 3. 生徒本人名義の指定銀行の通帳またはキャッシュカード等のコピー ※申込みのしおり15ページ 参照 4. その他（事情がある方の提出書類） ・申込時に事情がある方（就業者が難病・障害中等）の事情書 ・保護者の在留費給付定住者である場合の世帯書 ・転居等で著しく収入が減少した場合は支払見込証明 ・上記以外にも特別な事情がある場合は、事情書等の提出が必要

《必要書類》

- ① 保護者の収入に関する証明書等
- ② 生徒本人及び保護者の住民票
- ③ 生徒本人の通帳のコピー
- ④ その他の書類
 - ・「ひとり親家庭医療証」のコピー
 - ・ 事情書 など

Ⅱ. 申込書 **C** 票に必要書類がすべてホチキス留めされているか。

① 保護者の収入に関する証明書等

注) 氏名の部分が切れないようにコピーしてください！

次のいずれかを必ずホチキス留めしてください！

※ 令和8年度（直近）のもので、保護者全員分 ※

但し、1～3の証明書において扶養親族該当区分の控除対象配偶者欄に次の記号等が記載されている場合は、配偶者の証明書は不要です。 ～「*」・「★」・「1」・「有」～
(配偶者控除ではなく、配偶者特別控除の対象の場合は、配偶者の証明書が必要となります。)

保護者の職業形態		申込に必要な書類
1	給与収入の方 (サラリーマンなど)	- 令和8年度 給与所得等にかかる市(町村)民税・府民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用) (*) 5月下旬から6月上旬に、勤務先から交付されたものです。非課税の方についても、交付されています。
2	給与収入以外の方 (自営業者など)	- 令和8年度 市(町村)民税・府民税 納税通知書兼税額決定(充当)通知書 (*) 6月中に市町村の税務担当課から送付されたものです。お住まいの地域により、非課税の方には送付されていない場合があります。
3	- 上の1及び2の証明書が提出できない方 - 住民税が非課税等の方	- 令和8年度 市(町村)民税・府民税課税証明書 (*) 市区町村の窓口で交付をうけてください。(市区町村により証明書の名称が異なります。)
4	生活保護世帯の方	- 生活保護受給(適用)証明書(当会に提出する日から3ヶ月以内に発行されたもの) (*) 住所地の市区町村福祉事務所等で交付を受けてください。 注) 証明書には、生徒及び保護者(父母等)の氏名の記載が必要です。

※ 源泉徴収票、確定申告書、非課税通知書等は、証明書として使用できません。

※ 上記1、2の両方の収入がある方は、両方の証明書が必要です。

① 保護者の収入に関する証明書等

注) 次の事情に該当する場合は、収入に関する証明書に加えて次の書類が必要です。
他の事情等、詳細については大阪府育英会のホームページも併せてご覧ください。

事 情 内 容	必 要 書 類
■ ひとり親家庭の場合 収入に関する証明書でひとり親が確認できない場合（本人該当区分の寡婦・ひとり親欄に＊印や★印等が表示されていない場合）	下記①～③のいずれか1つを提出してください。 ①提出書類の1つである『住民票』を世帯全員の住民票（続柄表示）で提出 ②『ひとり親家庭医療証』のコピー ③『児童扶養手当証書』のコピー
■ 海外勤務などで、住民税が非課税の場合	・ 令和7年中の給与支払証明書（育英会所定の様式）
■ 解雇等による失職・転職、その他著しく収入が減少した場合 （所得判定額が251,100円未満（年収めやす800万円未満）となる方は、減収に関する追加の書類は不要です。）	・ 経緯を記した『事情書』に加え、下記の該当する証明書類を提出してください。
① 失職・解雇等	雇用保険受給資格者証 又は 離職票等のコピー
② 転職・就職・勤務先等の業績悪化等	【会社員等】収入証明書（会社発行）又は給与明細のコピー等 【自営業等】確定申告書（控）コピー 又は収入と経費が分かる書類等

『収入に関する証明書』の「寡婦・ひとり親」欄

1. 給与収入の方（サラリーマンなど）

- ・給与所得にかかる市民税・府民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書（見本） [大阪市の例]

令和 年度
給与所得に係る市民税・府民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）

所得	給与収入 (所得金額(源泉徴収税額))	主たる給与 以外の所得	所得区分	総所得金額①
所得控除	社会保険料 小規模企業共済 生命保険料 地震保険料 障害・寡・心・勤 配偶者 配偶者特別 (摘要)	扶養 特定親族特別 基礎 雑損 医療費 所得控除合計②	課税標準	総所得③ 山林所得 分離短期譲渡 分離長期譲渡 株式等の譲渡 上場株式等の配当等 先物取引

市	税額控除前所得割額④		
民	税額控除額⑤		
税	所得割額⑥		
額	均等割額⑦		
	税額控除前所得割額④		
	税額控除額⑤		
	所得割額⑥		
	均等割額⑦		
	森林環境税額⑧		
	特別徴収税額⑨		
	控除不足額⑩		
	既充当・既委託納付額⑪		
	既納付額⑫		
	差引納付額⑬・⑭・⑮・⑯		
	変更前税額⑰		
	増減額⑰・⑱		
	変更月		月

納付額	6月分	
	7月分	
	8月分	
	9月分	
	10月分	
	11月分	
	12月分	
	1月分	
	2月分	
	3月分	
	4月分	
	5月分	

受給者番号	氏名
住所	
指定番号	区分
宛名番号	

あなたの特別徴収税額を左記のとおり決定(変更)したので、地方税法第41条、第49条及び第52条の4(第31条の6)の規定によって通知します。また、この区分について変更がある場合は、この区分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に、大阪市長に対して審査請求をすることができます。この区分の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に、大阪市長を被告として(大阪市長が大阪市の代表者となります。)提起することができます。なお、区分の取消しの訴えは、この裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日の翌日から起算して3ヶ月を経過しても裁決がないとき、②区分、区分の執行又は手続の執行により生ずる新しい損害を避けるための救済の必要があるとき、③その他の裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経なくても区分の取消しの訴えを提起することができます。

印 QRコード

令和 年 5 月 日
大阪市長
問合せ先： 大阪市 〇〇〇〇 市民税事務所 市民税等グループ 電話 (06)〇〇〇〇-〇〇〇〇

扶養親族等該当区分										特定親族		本人該当区分			繰越損失		
同一生計配偶者	一般控配	老人控配	特定扶養	同居老親等扶養	老人扶養	16歳未満	一般扶養	同居特別障がい	特別障がい	普通障がい	未成年者	特別障がい	普通障がい	寡婦		ひとり親	勤労学生

ここに「*」印や「★」印等があれば、「ひとり親家庭」です。

『収入に関する証明書』の「寡婦・ひとり親」欄

3. 前記1及び2の証明書が提出できない方、住民税が非課税の方

- ・ 市民税・府民税・森林環境税証明書（見本） [大阪市の例]

令和 年度市民税・府民税・森林環境税証明書
(令和 年中の所得証明書)

納税義務者	住所				
	令和 年1月1日現在 住所(所在地)				
	氏 名				

市民税・府民税額(円)		森林環境税額	
区 分	所得割額	均等割額	税 額
市 民 税			
府 民 税			
森 林 環 境 税			
所得金額(円)			

所得控除額(円)	社会保険料	寡婦・寡夫・ひとり親	配偶者
小規模企業等控除	勤 労 学 生		
生命保険料	障 がい 者		
地震保険料	配 偶 者 ・ 扶 養		
税額控除額(円)			
区 分	市 民 税	府 民 税	区 分
納 税 控 除			寄 附 金 税 額 控 除
配 当 控 除			所得割額・外国税額控除
住宅借入金等特別控除			配当割額・株式等譲渡所得割額控除

同一生計 配偶者	扶養 親族	特 定 人(内同居)	扶養 親族	16歳未満 人(人)	その他 人(人)	合 計 (配偶者除く)	本人該当	特別 障害 が い い	特別 寡 婦	寡 夫	ひ と り 親	勤 労 学 生
特別障がい者(内同居)	その他障がい者	合計(本人除く)										
人(人)	人(人)	人(人)										

(備考) 市町村以外の所得割の税率等に基づいた税額及び税額控除額(※この場合は前年度の提出書において使用する場合があります。)

区 分	市 民 税	府 民 税	森 林 環 境 税	年 税 額
納 税 控 除				
配 当 控 除				
住宅借入金等特別控除				

上記のとおり相違ないことを証明します。
税監署 *** - **** 号
令和 年 月 日

大阪市長 印

ここに「*」印や「○」印等があれば、「ひとり親家庭」です。

市区町村により表示方法が異なります。
『所得控除の内訳』欄に「寡婦」などの文言と併せて金額(260,000円など)が表示されている場合などがあります。

② 生徒本人及び保護者の住民票（※申込みのしおり14ページに注意事項が記載されています。）

以下の点に注意してください！

「ひとり親家庭」の証明書類を兼ねている場合は、**続柄表示がある世帯全員の住民票**が必要です。

個人番号（マイナンバー）が表示されているものは、**受付できません。**

保護者が外国籍の方の場合、「**在留資格**」の表示が必要です。

但し、「**在留カード**」又は「**特別永住者証明書（カード）**」のコピーが添付されている場合は、非表示でも結構です。

なお、**申込資格がある在留資格は以下のみ**となります。

- ・永住者
- ・日本人の配偶者等
- ・永住者の配偶者等
- ・**定住者（※）**

（※）将来日本に永住する意思確認のための『**誓約書**』の提出が必要です。

『誓約書』は当会ホームページ【生徒・保護者さま向け】令和9年度予約奨学生の募集についてに掲載しています。

住 民 票	
大阪市〇〇区	
住 所	〇〇区〇〇町1丁目2番8号
世帯主	奨学 太郎
氏 名	奨学 太郎
生年月日	平成18年4月10日
性 別	男
続柄	世帯主
住所を定めた年月日	平成〇年〇月〇日
籍 記 載 省 略	
筆 頭 者	記載省略
前 住 所	平成〇年〇月〇日 異動 大阪市中央区谷町2丁目2番20号から転入
前 住 所	平成〇年〇月〇日 異動 大阪市中央区谷町2丁目2番20号から転入
氏 名	SHOGAN HANAKO ELIZABETH
通 称	奨学 花子 エリザベス
生年月日	1977年1月1日
性 別	女
続柄	妻
住所を定めた年月日	平成〇年〇月〇日
国籍・地域	外国
第30条の15に定める区分	中長期在留者
在留期間等	5年
在留カード等の番号	〇〇〇〇〇〇
在留資格	日本人の配偶者等
在留期間等の満了の日	〇年〇月〇日
前 住 所	平成〇年〇月〇日 異動 大阪市中央区谷町2丁目2番20号から転入
前 住 所	平成〇年〇月〇日 異動 大阪市中央区谷町2丁目2番20号から転入
氏 名	奨学 希望
生年月日	平成18年8月10日
性 別	女
続柄	子
住所を定めた年月日	平成〇年〇月〇日
籍 記 載 省 略	
筆 頭 者	記載省略
前 住 所	平成〇年〇月〇日 異動 大阪市中央区谷町2丁目2番20号から転入
前 住 所	平成〇年〇月〇日 異動 大阪市中央区谷町2丁目2番20号から転入
氏 名	
生年月日	
性 別	
続柄	
住所を定めた年月日	
籍 記 載 省 略	
筆 頭 者	
前 住 所	
前 住 所	
氏 名	
生年月日	
性 別	
続柄	
住所を定めた年月日	
籍 記 載 省 略	
筆 頭 者	
前 住 所	
前 住 所	
氏 名	
生年月日	
性 別	
続柄	
住所を定めた年月日	
籍 記 載 省 略	
筆 頭 者	
前 住 所	
前 住 所	
氏 名	
生年月日	
性 別	
続柄	
住所を定めた年月日	
籍 記 載 省 略	
筆 頭 者	
前 住 所	
前 住 所	
氏 名	
生年月日	
性 別	
続柄	
住所を定めた年月日	
籍 記 載 省 略	
筆 頭 者	
前 住 所	
前 住 所	
氏 名	
生年月日	
性 別	
続柄	
住所を定めた年月日	
籍 記 載 省 略	
筆 頭 者	
前 住 所	
前 住 所	
氏 名	
生年月日	
性 別	
続柄	
住所を定めた年月日	
籍 記 載 省 略	
筆 頭 者	
前 住 所	
前 住 所	
氏 名	
生年月日	
性 別	
続柄	
住所を定めた年月日	
籍 記 載 省 略	
筆 頭 者	
前 住 所	
前 住 所	
氏 名	
生年月日	
性 別	
続柄	
住所を定めた年月日	
籍 記 載 省 略	
筆 頭 者	
前 住 所	
前 住 所	
氏 名	
生年月日	
性 別	
続柄	
住所を定めた年月日	
籍 記 載 省 略	
筆 頭 者	
前 住 所	
前 住 所	
氏 名	
生年月日	
性 別	
続柄	
住所を定めた年月日	
籍 記 載 省 略	
筆 頭 者	
前 住 所	
前 住 所	
氏 名	
生年月日	
性 別	
続柄	
住所を定めた年月日	
籍 記 載 省 略	
筆 頭 者	
前 住 所	
前 住 所	
氏 名	
生年月日	
性 別	
続柄	
住所を定めた年月日	
籍 記 載 省 略	
筆 頭 者	
前 住 所	
前 住 所	
氏 名	
生年月日	
性 別	
続柄	
住所を定めた年月日	
籍 記 載 省 略	
筆 頭 者	
前 住 所	
前 住 所	
氏 名	
生年月日	
性 別	
続柄	
住所を定めた年月日	
籍 記 載 省 略	
筆 頭 者	
前 住 所	
前 住 所	
氏 名	
生年月日	
性 別	
続柄	
住所を定めた年月日	
籍 記 載 省 略	
筆 頭 者	
前 住 所	
前 住 所	
氏 名	
生年月日	
性 別	
続柄	
住所を定めた年月日	
籍 記 載 省 略	
筆 頭 者	
前 住 所	
前 住 所	
氏 名	
生年月日	
性 別	
続柄	
住所を定めた年月日	
籍 記 載 省 略	
筆 頭 者	
前 住 所	
前 住 所	
氏 名	
生年月日	
性 別	
続柄	
住所を定めた年月日	
籍 記 載 省 略	
筆 頭 者	
前 住 所	
前 住 所	
氏 名	
生年月日	
性 別	
続柄	
住所を定めた年月日	
籍 記 載 省 略	
筆 頭 者	
前 住 所	
前 住 所	
氏 名	
生年月日	
性 別	
続柄	
住所を定めた年月日	
籍 記 載 省 略	
筆 頭 者	
前 住 所	
前 住 所	
氏 名	
生年月日	
性 別	
続柄	
住所を定めた年月日	
籍 記 載 省 略	
筆 頭 者	
前 住 所	
前 住 所	
氏 名	
生年月日	
性 別	
続柄	
住所を定めた年月日	
籍 記 載 省 略	
筆 頭 者	
前 住 所	
前 住 所	
氏 名	
生年月日	
性 別	
続柄	
住所を定めた年月日	
籍 記 載 省 略	
筆 頭 者	
前 住 所	
前 住 所	
氏 名	
生年月日	
性 別	
続柄	
住所を定めた年月日	
籍 記 載 省 略	
筆 頭 者	
前 住 所	
前 住 所	
氏 名	
生年月日	
性 別	
続柄	
住所を定めた年月日	
籍 記 載 省 略	
筆 頭 者	
前 住 所	
前 住 所	
氏 名	
生年月日	
性 別	
続柄	
住所を定めた年月日	
籍 記 載 省 略	
筆 頭 者	
前 住 所	
前 住 所	
氏 名	
生年月日	
性 別	
続柄	
住所を定めた年月日	
籍 記 載 省 略	
筆 頭 者	
前 住 所	
前 住 所	
氏 名	
生年月日	
性 別	
続柄	
住所を定めた年月日	
籍 記 載 省 略	
筆 頭 者	
前 住 所	
前 住 所	
氏 名	
生年月日	
性 別	
続柄	
住所を定めた年月日	
籍 記 載 省 略	
筆 頭 者	
前 住 所	
前 住 所	
氏 名	
生年月日	
性 別	
続柄	
住所を定めた年月日	
籍 記 載 省 略	
筆 頭 者	
前 住 所	
前 住 所	
氏 名	
生年月日	
性 別	
続柄	
住所を定めた年月日	
籍 記 載 省 略	
筆 頭 者	
前 住 所	
前 住 所	
氏 名	
生年月日	
性 別	
続柄	
住所を定めた年月日	
籍 記 載 省 略	
筆 頭 者	
前 住 所	
前 住 所	
氏 名	
生年月日	
性 別	
続柄	
住所を定めた年月日	
籍 記 載 省 略	
筆 頭 者	
前 住 所	
前 住 所	
氏 名	
生年月日	
性 別	
続柄	
住所を定めた年月日	
籍 記 載 省 略	
筆 頭 者	
前 住 所	
前 住 所	
氏 名	
生年月日	
性 別	
続柄	
住所を定めた年月日	
籍 記 載 省 略	
筆 頭 者	
前 住 所	
前 住 所	
氏 名	
生年月日	
性 別	
続柄	
住所を定めた年月日	
籍 記 載 省 略	
筆 頭 者	
前 住 所	
前 住 所	
氏 名	
生年月日	
性 別	
続柄	
住所を定めた年月日	
籍 記 載 省 略	
筆 頭 者	
前 住 所	
前 住 所	
氏 名	
生年月日	
性 別	
続柄	
住所を定めた年月日	
籍 記 載 省 略	
筆 頭 者	
前 住 所	
前 住 所	
氏 名	
生年月日	
性 別	
続柄	
住所を定めた年月日	
籍 記 載 省 略	
筆 頭 者	
前 住 所	
前 住 所	
氏 名	
生年月日	
性 別	
続柄	
住所を定めた年月日	
籍 記 載 省 略	
筆 頭 者	
前 住 所	
前 住 所	
氏 名	
生年月日	
性 別	
続柄	
住所を定めた年月日	
籍 記 載 省 略	
筆 頭 者	
前 住 所	
前 住 所	
氏 名	
生年月日	
性 別	
続柄	
住所を定めた年月日	
籍 記 載 省 略	
筆 頭 者	
前 住 所	
前 住 所	
氏 名	
生年月日	
性 別	
続柄	
住所を定めた年月日	
籍 記 載 省 略	
筆 頭 者	
前 住 所	
前 住 所	
氏 名	
生年月日	
性 別	
続柄	
住所を定めた年月日	
籍 記 載 省 略	
筆 頭 者	
前 住 所	
前 住 所	
氏 名	
生年月日	
性 別	
続柄	
住所を定めた年月日	
籍 記 載 省 略	
筆 頭 者	
前 住 所	
前 住 所	
氏 名	
生年月日	
性 別	
続柄	
住所を定めた年月日	
籍 記 載 省 略	
筆 頭 者	
前 住 所	
前 住 所	
氏 名	
生年月日	
性 別	
続柄	
住所を定めた年月日	
籍 記 載 省 略	
筆 頭 者	
前 住 所	
前 住 所	
氏 名	
生年月日	
性 別	
続柄	
住所を定めた年月日	
籍 記 載 省 略	
筆 頭 者	
前 住 所	
前 住 所	
氏 名	
生年月日	
性 別	
続柄	
住所を定めた年月日	
籍 記 載 省 略	
筆 頭 者	
前 住 所	
前 住 所	
氏 名	
生年月日	
性 別	
続柄	
住所を定めた年月日	
籍 記 載 省 略	
筆 頭 者	
前 住 所	
前 住 所	
氏 名	
生年月日	
性 別	
続柄	
住所を定めた年月日	

③ 生徒本人の通帳のコピー（※申込みのしおり15ページに注意事項が記載されています。）

生徒本人名義の通帳のコピーをホチキス留めしてください！

通帳がないタイプの口座の場合、「キャッシュカードのコピー」やインターネットバンキング ログイン後に各銀行が用意している「通帳表紙イメージ」や「口座番号連絡書」などをプリントアウトしたものを提出してください。

ゆうちょ銀行（通常貯金）の場合

※ 送金機能がないと振込できません！

① または ② があれば送金機能があります。

- ① 振替口座開設に「○」印がある
- ② 上限額に金額の印字がある

どちらもない場合は、ゆうちょ銀行に問い合わせが必要です！



＜このページをコピー＞

その他の銀行の場合

△下記銀行以外は不可です！

- ・三菱UFJ銀行
- ・三井住友銀行
- ・りそな銀行
- ・関西みらい銀行
- ・池田泉州銀行

普通預金
(総合口座)

の

- ・口座名義人
- ・支店名
- ・支店番号
- ・口座番号

が記載されているページ（通帳表紙の次のページ）のコピーを提出してください。

④ その他の書類

「ひとり親家庭医療証」のコピーや「事情書」など

ひとり親家庭確認用の『医療証』のコピーや特別な事情がある場合の『事情書』、『関係書類』など、忘れずにホチキス留めしてください。

なお、申込みのしおり21～24ページ『Q&A一覧』によくある質問や特別な事情がある場合の必要書類の例を記載しておりますので、参考にしてください。

ご不明な点があれば、育英会までご連絡ください。

・ひとり親家庭医療証

この証は、大阪府以外では使えません。（裏面あり）

ひとり親家庭医療証	
医療証	
父・母又は養育者氏名	534-**** 大阪市〇〇区 〇〇町1丁目2番3号
居住地	奨学 〇〇
有効期間	令和 年11月01日から 令和 年10月31日まで
発行機関名及び印	大阪市長 〇〇区保健福祉センター 保健福祉課 電話 ***** FAX *****
交付年月日	令和 年 月 日

この証明書は、大阪府以外では使えません。（裏面あり）

女性食生活改善券	8	2	2	7	4	1	2	3
父・母又は養育者氏名	*****							
受給者番号	*****							
児童名	奨学 〇〇 平成 年08月01日							
受給者番号	0	3	2	1	0	8	1	8

ひとり親家庭医療証

食生活・生活療養標準負担額助成証明書

有効期間 医療証記載のとき

医療証記載の受給者は、大阪市ひとり親家庭医療費助成制度に基づき、入院時食事療養費及び入院時生活療養にかかる標準負担額（食事の提供にかかるものに限る。）の助成資格を有することを証明する。

大阪市長

・Q & A一覧

Q & A 一覧

※1 質問は一通り、精製した内容に必ずしも該当しない場合があります。お問い合わせください。
※2 内容に対しては回答が複数ある場合があります。結果は、不適用となる場合があります。
※3 本文中の「※※※※※」については、本文の末尾にございます。保護者等使用していただくこと。

● 印：医療証
○：関係書類

Q1（養育者・関係者）
医療証が有効期間で、住所変更が完了している場合は、医療証に貼りますか？
A. 住所変更が完了している場合は、医療証に貼ります。住所変更が完了していない場合は、医療証に貼らずに、住所変更が完了した後に貼ります。

Q2（養育者・関係者）
医療証が有効期間で、住所変更が完了している場合は、医療証に貼りますか？
A. 住所変更が完了している場合は、医療証に貼ります。住所変更が完了していない場合は、医療証に貼らずに、住所変更が完了した後に貼ります。

Q3（養育者・関係者）
医療証が有効期間で、住所変更が完了している場合は、医療証に貼りますか？
A. 住所変更が完了している場合は、医療証に貼ります。住所変更が完了していない場合は、医療証に貼らずに、住所変更が完了した後に貼ります。

Q4（養育者・関係者）
医療証が有効期間で、住所変更が完了している場合は、医療証に貼りますか？
A. 住所変更が完了している場合は、医療証に貼ります。住所変更が完了していない場合は、医療証に貼らずに、住所変更が完了した後に貼ります。

Q5（養育者・関係者）
医療証が有効期間で、住所変更が完了している場合は、医療証に貼りますか？
A. 住所変更が完了している場合は、医療証に貼ります。住所変更が完了していない場合は、医療証に貼らずに、住所変更が完了した後に貼ります。

Q6（養育者・関係者）
医療証が有効期間で、住所変更が完了している場合は、医療証に貼りますか？
A. 住所変更が完了している場合は、医療証に貼ります。住所変更が完了していない場合は、医療証に貼らずに、住所変更が完了した後に貼ります。

Q7（養育者・関係者）
医療証が有効期間で、住所変更が完了している場合は、医療証に貼りますか？
A. 住所変更が完了している場合は、医療証に貼ります。住所変更が完了していない場合は、医療証に貼らずに、住所変更が完了した後に貼ります。

Q8（養育者・関係者）
医療証が有効期間で、住所変更が完了している場合は、医療証に貼りますか？
A. 住所変更が完了している場合は、医療証に貼ります。住所変更が完了していない場合は、医療証に貼らずに、住所変更が完了した後に貼ります。

Q9（養育者・関係者）
医療証が有効期間で、住所変更が完了している場合は、医療証に貼りますか？
A. 住所変更が完了している場合は、医療証に貼ります。住所変更が完了していない場合は、医療証に貼らずに、住所変更が完了した後に貼ります。

Q10（養育者・関係者）
医療証が有効期間で、住所変更が完了している場合は、医療証に貼りますか？
A. 住所変更が完了している場合は、医療証に貼ります。住所変更が完了していない場合は、医療証に貼らずに、住所変更が完了した後に貼ります。

1 2月中旬に学校を通じて『予約奨学生貸付予定者決定通知書』を交付します。

・ 予約奨学生貸付予定者決定通知書

令和 3 年 12 月 18 日

大阪府教育委員会 予約奨学生貸付予定者決定通知書

交付番号	2023001	見本
氏 名	シヤマダ ケイジ	
学校番号	2023001-2	
学 校 名	大阪府教育委員会	

大阪府教育委員会
課 長 佐 藤 一
(20 印 鑑 欄)

本通知は、令和 3 年度大阪府教育委員会予約奨学生貸付予定者として下記のとおり決定しました。

・ 入学時奨学金貸付金：原則（下記①～④まで借入可能です。）

国公立	10万円	※①～④奨学金の合計額を、50万円
私立	3万円	※①～④奨学金の合計額を、20万円
私立通学費	2万円	※①～④奨学金の合計額を、10万円

・ 進学費：原則（国公立・私立のどちらに入学した場合も借入可能です。）

ただし、奨学金（入学時奨学金貸付金・進学費）の貸付を受けるには、下記の条件を満たす必要があります。

【奨学金（入学時奨学金貸付金・進学費）の借入手続きについて】

- 交付書照会と確認のうえ、下記①の事項に記載の「注意事項」をよく読んで借入手続きを行ってください。
- 入学時奨学金貸付金が不交付の場合、進学費のみ借入。
- 奨学金の範囲による、貸付金や貸付期間が異なりますのでご注意ください。
- 貸付期間内に卒業できなかった場合は、借入を辞退したものとみなします。（貸付を受けることはできません）

A.「入学時奨学金貸付金」の借入手続きについて（※他年度学校の奨学金貸付制度あり）

交 付 書 類	入学時奨学金貸付金交付書、記入用と借付する書類について、私立学校等学校別貸付制度第一編、貸付期間
---------	--

入学する学校が決定した後、下記の期間内に大阪府教育委員会同封の借付書用紙を提出してください。

●提出期間 募集（募集）の報告：令和 3 年 1 月 13 日（水）～3 月 27 日（金）まで（必着）
貸付・貸出の報告：令和 3 年 2 月 13 日（水）～3 月 27 日（金）まで（必着）

送 出 書 類	① 入学時奨学金貸付金交付書 ※記入用紙類 ② 返済保証人の同意書（捺印） ③ 借付する日から 3 ヶ月以内に発行されたもの ④ 借付する書類（各校通知書等のコピー）
---------	--

送 出 先 大阪府教育委員会、各所属課

（裏面に必ずご確認ください）

※ 昨年度の予約奨学生募集時のものです。書式・文言等は変更する場合があります。

12月中旬に「貸付予定者決定通知」と一緒に「借入手続書類」を送付します。
上記の書類は、封筒に入れてお渡しします。



- ・ 予約奨学生貸付予定者決定通知書

- ・ 入学時増額奨学資金借用証書（貸付対象者のみ）

・ 奨学資金借用証書

※ 昨年度の予約奨学生募集時のものです。書式・文言等は変更する場合があります。

入学時増額奨学資金

【入学校確定後】

1月中旬
～
3月下旬

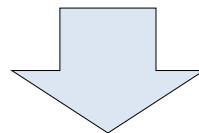
●『借入手続書類』提出

- ・入学時増額奨学資金借用証書
- ・連帯保証人の印鑑登録証明書
- ・合格を証する書類（合格通知書等のコピー）

※ 提出がない場合は
辞退とみなします。申込者
(生徒本人)

⚠ 育英会へ直接郵送

大阪府育英会



受付後、概ね10日以内

【貸 付】

生徒本人の口座

生徒本人の口座に振込

大阪府育英会

奨学資金

【進学後】

～4月上旬

〔進学先高校等が
定めた期限まで〕

●『借入手続書類』提出

- ・奨学資金借用証書
- ・連帯保証人の印鑑登録証明書

※ 提出がない場合は
辞退とみなします。

申込者
(生徒本人)

提出

進学先高校等

大阪府育英会

5月下旬

●『本採用通知』交付

申込者
(生徒本人)

交付

進学先高校等

大阪府育英会

【貸付】

令和9年
5月31日

〔2年次以降は
5月30日〕

生徒本人の口座

生徒本人の口座に振込

大阪府育英会

申込後、借入手続きまでに氏名や住所の変更などがある場合は、所定の手続きを行ってください。

氏名・住所の変更

学校を通じて、「変更届」を提出してください。様式は問いません。

なお、生徒の氏名の変更がある場合は、必ず氏名変更後の通帳コピーも提出してください。（提出がない場合、送金ができません。）

<記入内容>

- | | | |
|---------|---------|-------|
| ・変更前の内容 | ・変更後の内容 | ・変更理由 |
| ・記入日 | ・記入者（印） | ・生徒氏名 |

※ 提出時期によっては、12月中旬に送付する借入手続き書類の印字氏名の変更が間に合わないことがあります。借入手続き書類はそのまま使用できます。

辞 退

学校を通じて、「辞退届」を提出してください。様式は問いません。

『辞退届』は当会ホームページに8/19（水）以降に掲載いたします。

- ・ホーム画面→お知らせ→【生徒・保護者さま向け】令和9年度予約奨学生の募集について

※ 「借入手続き書類」送付後に辞退される場合は、手続き書類を提出しなければ、自動的に辞退したものとみなしますので、「辞退届」は不要です。

奨学金の返還は、卒業後（貸付終了後）6ヶ月を経た10月から開始となります。
毎月定められた金額を借用人（生徒本人）の預貯金口座から口座振替（自動引落とし）により返還していただきます。

※ 卒業以外の事由で1月1日から5月31日までに退学等の異動届を提出して貸付が終了する場合は、その年の10月から返還開始となります。

口座振替日 (返還期日)	返還方法	振替日
	月払い	27日

◎ 口座振替日の前日までに、預貯金口座へ返還金を入金してください。

◎ 口座振替日が金融機関の非営業日の場合は、翌営業日になります。

経済的な理由などにより、約束どおりの返還が困難となった場合は、必ず育英会まで連絡してください。

連絡がなく滞納が続いた場合は、滞納した額に対して滞納期間に応じ年率8.9%の延滞金が課されます。

また、返還できる資力がありながら返還されない場合は、やむを得ず強制執行等の法的措置をとることがあります。

返還月額・返還例

1. 入学時増額奨学資金のみを借りた場合の返還月額・・・4,000円

借入金額 100,000円	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	合 計
初年度	—	—	—	—	—	—	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	24,000	24,000
2年目	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	48,000	72,000
3年目	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	—	—	—	—	—	28,000	<u>100,000</u>

単位：円

借入金額 370,000円	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	合 計
初年度	—	—	—	—	—	—	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	24,000	24,000
2年目 ～8年目	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	336,000	360,000
最終年度	4,000	4,000	2,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10,000	<u>370,000</u>

単位：円

2. 奨学資金のみを借りた場合の返還月額

借入金額	144万円以下	8,000円
借入金額	144万円超え 162万円以下	9,000円
借入金額	162万円超え 180万円以下	10,000円
以降、借入金額が18万円増えるごとに月額1,000円を加算		

借入金額 300,000円	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	合 計
初年度	—	—	—	—	—	—	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	48,000	48,000
2年目 3年目	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	192,000	240,000
最終年度	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	4,000	—	—	—	—	60,000	<u>300,000</u>

単位：円

3. 入学時増額奨学資金と奨学資金を併せて借りた場合の返還月額

借入金額 400,000円														単位：円	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	合 計	
初年度	—	—	—	—	—	—	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	60,000	60,000	
2年目 3年目	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	240,000	300,000	
最終年度	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	—	—	100,000	<u>400,000</u>	

借用金額 670,000円	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	合 計
初年度	—	—	—	—	—	—	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	60,000	60,000
2年目 ～6年目	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	600,000	660,000
最終年度	10,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10,000	670,000

定期増額型	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	合 計
初年度	—	—	—	—	—	—	8,000	8,000	<u>20,000</u>	8,000	8,000	8,000	60,000	60,000
2年目 ～6年目	8,000	8,000	<u>20,000</u>	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	<u>20,000</u>	8,000	8,000	8,000	600,000	660,000
最終年度	8,000	2,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10,000	<u>670,000</u>